

「過去のふるさと納税返礼品納入業者等選定事務」についての
調査に関する報告

みやき町議会議長 平 野 達 矢 様

令和7年12月5日

ふるさと寄附金事業特別委員会（100条委員会）

委員長 宮 原 宏 典



ふるさと寄附金事業特別委員会（100条委員会）における「過去のふるさと納税返礼品納入業者選定等事務」についての100条委員会は令和6年第1回定例会で可決され、調査が始まりました。ふるさと寄附金事業特別委員会（100条委員会）は、今までに3回にわたる中間報告を行ないました。

令和7年第1回定例会では引き続き調査のため追加予算をお願いしたが議会は賛成少数で否決し、第2回定例会・第3回定例会においても同様に否決となりました。このため、令和7年4月以降調査・真相究明はできなくなりました。

再調査、検証が必要な事項について

（1）法令に基づかない契約の効力に係る検証

iPad 等高額返礼品について「予定価格」「事業者選定」「納入価格の決定等、契約の基本的手続き」について、地方自治法、財務規則等法令に基づかないものとなっている。このことに対し、何等かの行政処分や、不適切な契約行為により町に損失を与えたことに対する処分の検証

（2）法令等の手続きを行わないうえで、前町長の親族等を契約の相手方とした一者による随意契約の有効性の検証

（3）納品確認（検収）の実態とその検証

（4）証人尋問及び参考人招聘結果による、証言等の検証

（5）「ふるさと納税返礼品開発支援サービス利用契約」の実態と正当性に関する検証

（6）証人尋問等で明らかになった行政組織の課題と対策の検証

- (7) 財務処理のチェック体制の課題と問題点に係る検証
- (8) 平成29年度支出負担行為何票の紛失原因
 - ① みやき町文書事務取扱規則違反検証
 - ② 地方自治法及びみやき町財務規則との検証
- (9) 「ふるさと納税返礼品納入事業」における仲介業者の存在とその必要性
- (10) 高額寄附者とその返礼品に関する検証
- (11) 兼業禁止に関する事項
 - ① 兼業の認定については、前町長、元副町長も証人尋問で認定した事実であるが、地方自治法第166条第3項に規定する副町長解職の義務を行うことなく、報酬も支払いを継続してきた。
 - ② 報酬の返還命令の実施の可否、解職の効果とそれに伴う報酬の返還命令は遡及可能か検証
- (12) 「宣誓を拒否」した証人
 - 証言そのものの効力と宣誓拒否に対する処分に関する検証
- (13) 株式会社KTソリューションズ、レッドホースコーポレーション株式会社、株式会社そごう西部東日本の関連関係に関する検証
- (14) 株式会社みねCCと三根カントリークラブの関係検証（株式会社みねCCの資金管理と出納業務）
- (15) 国による再三の指導を無視し、Amazonギフト券等を継続して返礼品とし、ふるさと納税の不指定を受けた（報告文書偽造）

以上の事項に関する調査・検証を行うべきであるが、予算の追加が否決され、議員の任期満了による特別委員会の終了が間近になったことより、真相の究明ができなくなりました。

しかしながら、過去に本町でおこなわれた不適切な事務執行を繰り返さないためには過去に行われたことの真相究明を行うことは必須であります。

今後、調査・検証を行うべき場の設置が行われることを願って、ふるさと寄附金事業特別委員会（100条委員会）による、「最終報告に至らなかったことについての報告」といたします。